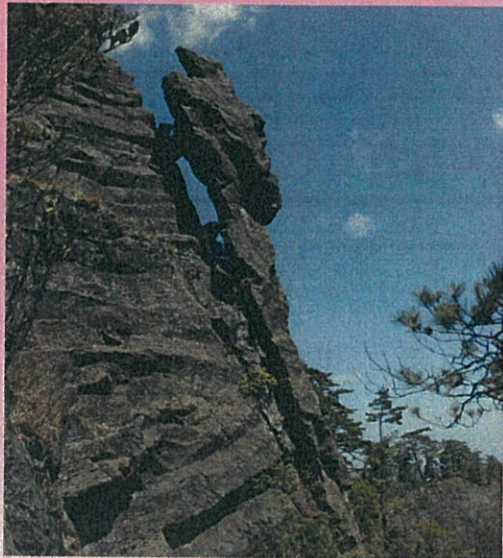


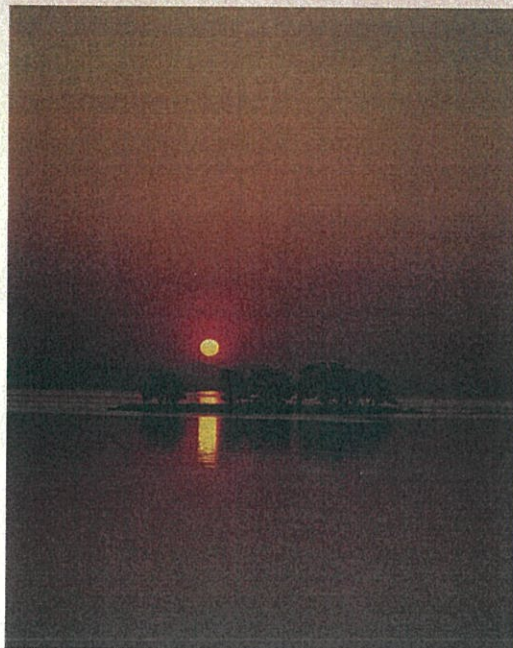
令和4年度 労働行政のあらまし



トカゲ岩（隠岐の島町）



INAKA イルミ「天空の駅」（邑南町）



宍道湖（松江市）



厚生労働省島根労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、島根県内の雇用の過不足感は業種や企業によるばらつきがみられています。島根労働局は、ウイズコロナを踏まえ、雇用の安定を図り、多様な人材の活躍を促進し、誰もが働きやすい職場づくりを進めるため総合的に施策を推進します。

また、雇用・労働対策を適切に行い、地域社会経済の維持・発展をめざし、島根労働局・労働基準監督署・ハローワークが一体となり、島根県をはじめ関係機関と密接に連携し、総合的行政機関として地域に密着した行政運営を行います。

令和4年度の重点施策

1 雇用維持・労働移動等に向けた支援

- 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援
- 地域の課題に対応したハローワークマッチング機能の推進

2 多様な人材の活躍促進

- 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援
- 新規学卒者等への就職支援
- 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 就職氷河期世代の活躍支援
- 障害者の就労促進

3 誰もが働きやすい職場づくり

- 職場における感染防止対策等の推進等
- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
- 長時間労働の抑制に向けた監督指導等
- 労働条件の確保・改善対策
- 島根労働局第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進
- 総合的なハラスメント対策の推進
- 最低賃金の引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
- 治療と仕事の両立支援

第1 雇用の維持・労働移動等に向けた支援

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

新型コロナウイルス感染症の影響及びそのまん延防止措置の影響により、事業の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向により、労働者の雇用の維持・継続に取り組む事業主を雇用調整助成金等により支援します。【P】

また、産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進します。

2 地域の課題に対応したハローワークマッチング機能の推進

(1) 新型コロナウイルスの影響により離職した者や人手不足分野の人材確保支援

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職支援や、医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い人手不足分野の人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センター並びに地域関係団体等と連携を強化するとともに、求職者担当制等によるきめ細かな就職支援、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

(2) 地域のニーズを踏まえた職業訓練コースの設定

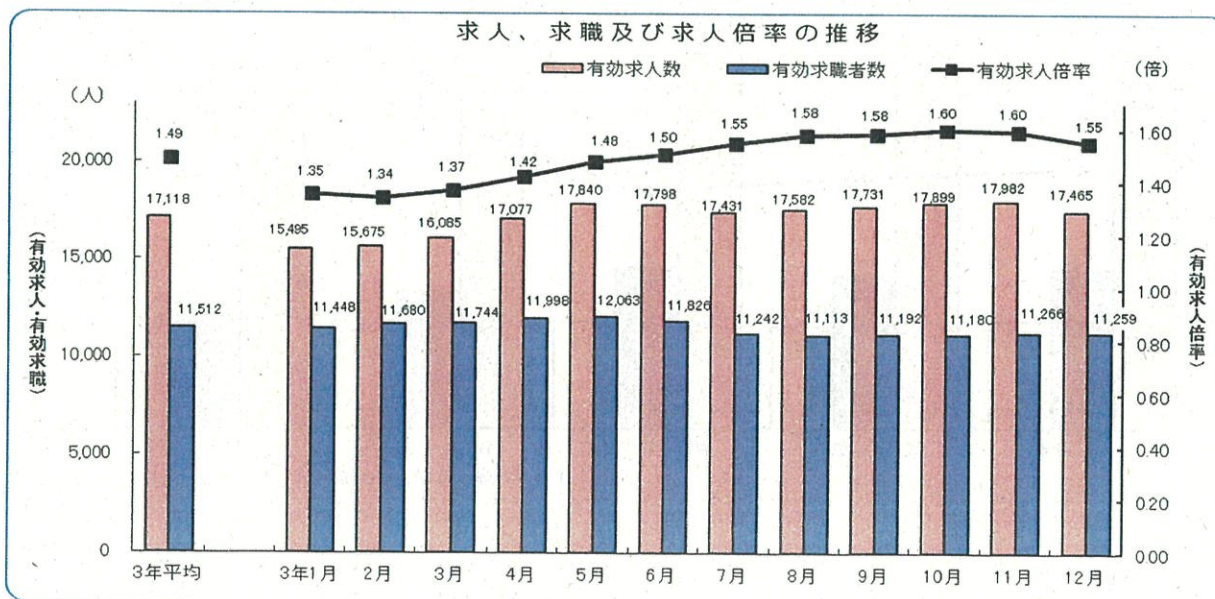
公的職業訓練について、地域の関係者が参画する島根県地域訓練協議会等において、これまでの訓練コースの実績等を踏まえた検証や見直し等を行い、地域のニーズをより適切に踏まえた訓練コースの設定を促進します。

(3) 地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る地方公共団体の取組等の支援

県内基礎自治体に対して「雇用対策協定」の締結を引き続き働きかけるとともに、既に締結している地方自治体との雇用対策協定及び実施計画が、地域の新たな課題にも対応できるよう、雇用対策協定及び事業実施計画の内容の充実を図ります。

このほか、島根県、松江市及び江津市との間で行っている国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う業務の一体的実施の取組を推進します。

地方公共団体	雇用対策協定締結日	地方公共団体	雇用対策協定締結日
島根県	平成 28 年 8 月 31 日	出雲市	令和 3 年 7 月 21 日
松江市	令和 3 年 7 月 21 日	隠岐の島町	令和 3 年 10 月 12 日
安来市	令和 3 年 7 月 21 日	益田市	令和 4 年 2 月 18 日



第2 多様な人材の活躍促進

1 男性が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備に向けた企業の取組支援と女性活躍の推進

令和4年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法において、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みである産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等について労使に十分理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図ります。

併せて、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援と履行確保を行うとともに、「くるみん」「プラチナくるみん」の認定基準の改正と、新たなるみん（トライくるみん）の創設等について広く周知し、認定取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。

なお、改正女性活躍推進法が令和4年4月に完全施行されることから、一般事業主行動計画の策定等の義務の履行確保を図りつつ、「えるぼし」「プラチナえるぼし」の認定取得促進も図ります。



子育てサポート企業「くるみん」認定マーク

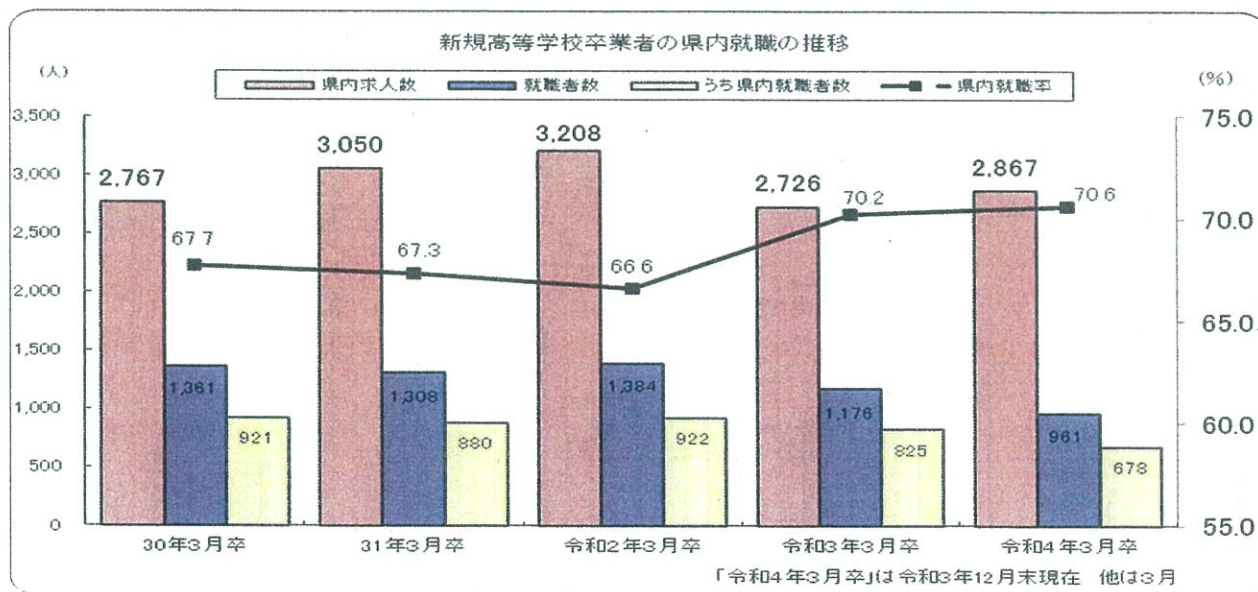


「えるぼし」認定マーク

2 新規学卒者等への就職支援

島根県では、進学・就職による新規学卒者をはじめとした若者の県外流出が続いており、企業における若年労働力の確保が重要な課題となっていることから、若者と県内企業のマッチングを強化するため、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業に対して「ユースエール認定」の取得勧奨を行うとともに、認定企業の魅力発信を積極的に行います。

また、大学のキャリアセンター等と連携し、就職支援ナビゲーターの大学等への定期的な訪問、連絡会議の開催などにより情報収集を密にし、新規学卒者等に対する就職支援を強化します。



3 同一労働同一賃金等雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を実施し、法の着実な履行確保を図るとともに、同一労働同一賃金に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を実施することにより、非正規雇用労働者の待遇改善に係る事業主の取組気運の醸成を図ります。

併せて、労働者派遣法に基づく指導監督等を実施するとともに、積極的に相談支援を行い、法の着実な履行確保を図ります。

なお、「島根働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家による、業界ごとの特性を踏まえた同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した助言や、個別訪問支援、出張相談、セミナー等のきめ細かな支援を行います。



パート・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

4 就職氷河期世代の活躍支援

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など総合的に実施します。また、就職氷河期世代に限定した求人や就職氷河期世代の応募を歓迎する求人を積極的に確保することにより、マッチング支援の向上を図り、就職氷河期世代の方々の就職を後押しします。

(2) 就職氷河期世代の活躍支援のためのしまね就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援

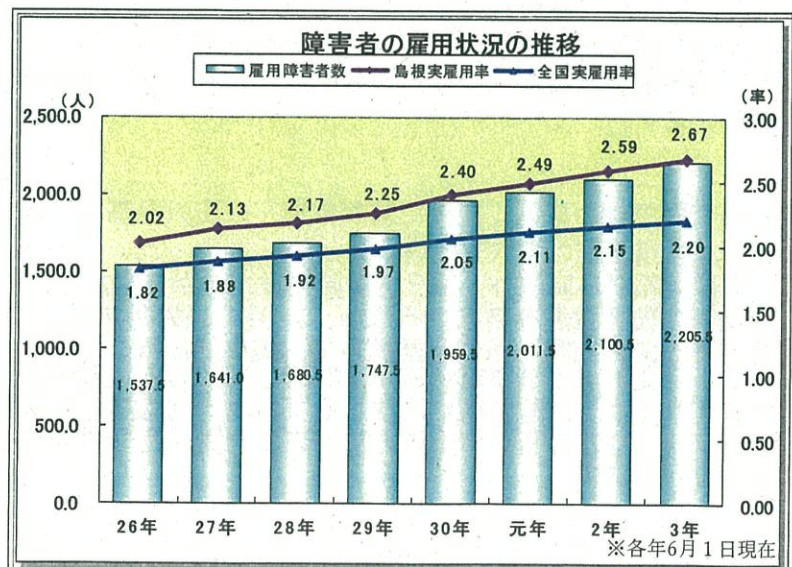
官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「しまね就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「しまねPF」という。)において、各関係機関の取組みの有機的な連携を図るとともに、しまねPF専用ウェブサイトを活用し、企業説明会の開催や職場実習・職場体験、助成金等の各種支援策等の情報を、就職氷河期世代本人やその家族、事業主に対して発信し、地域における就職氷河期世代活躍に向けた機運の醸成を促進することで、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組みます。

5 障害者の就労促進

(1) 島根障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関と連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業等に対して企業のニーズに合わせた提案型支援を提供するなど、障害者の雇入れを支援します。

(2) 地域の関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した「チーム支援」を実施することにより、障害特性に対応したきめ細かな就労支援に取り組めます。

また、大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携し、支援対象者の早期把握を図り、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援に取り組めます。



令和2年度に実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する重点監督結果

監督実施事業場数	280 事業場
①違法な時間外労働があったもの	90 事業場 (32.1%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が80時間を超えるもの	28 事業場 (31.1%)
②過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	37 事業場 (13.2%)



(4) 労働条件の確保・改善対策

賃金や労働時間などの基本的な法定労働条件に関し、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。また、重大・悪質な事案に対しては、送検も含め厳正に対処します。

特に、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において、賃金不払い残業が認められた場合には、是正を指導します。

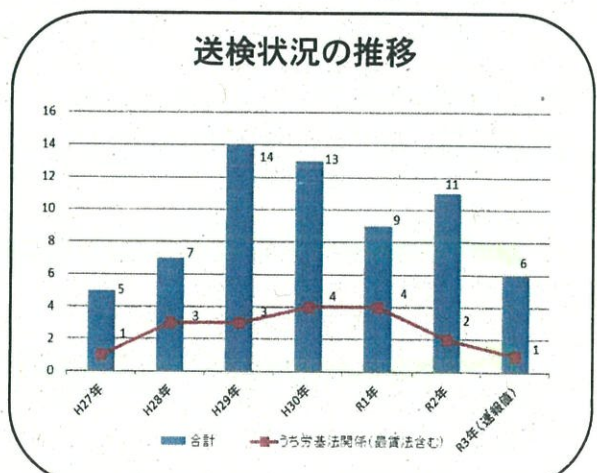
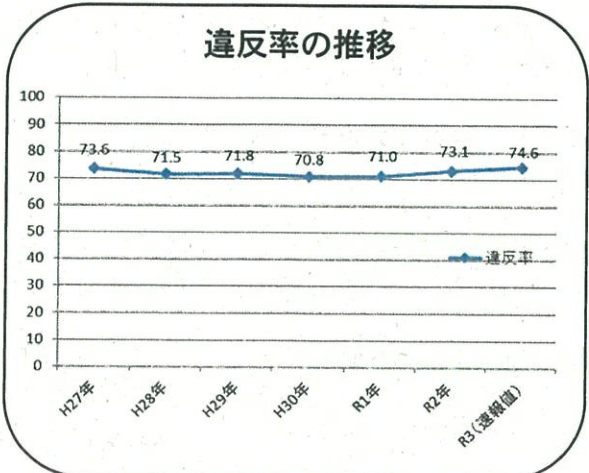
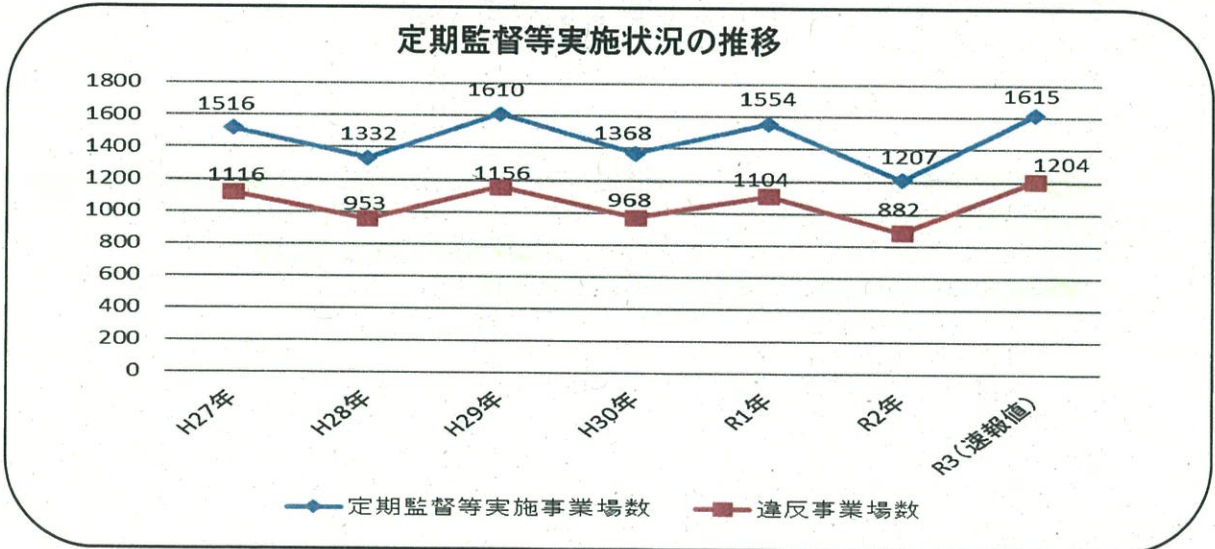
【労働主のみなさまへ】
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

※平成27年11月1日より、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインが施行されました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること
- 【労働時間の考え方】
 - 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の指示又は指示の要を待たず労働者が自由に活動する時間は労働時間には含まれないこと
 - 残業は、参加することや同意を待たずに行われている場合は労働時間の算入、使用者の指示により業務に必要な準備等を行った時間は労働時間に算入すること
- 【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】
 - 使用者は、労働者の労働時間について適宜、調査・検査を実施し、適正に把握すること
 - ① 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら把握することにより把握すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パルソンの使用時間の記録等の記録から把握し、適正に把握すること
 - ② やむを得ず自己申告で労働時間を把握する場合
 - 1. 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しては自己申告の適正な運用等がガイドラインに基づき定められており、十分に説明を行うこと
 - 2. 自己申告により把握した労働時間と、入退勤記録やパルソンの使用時間等から把握した労働時間との間に大きな差がある場合は労働時間を再調査し、労働時間の適正を確保すること
 - 3. 使用者が労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける場合は、自己申告を促進する措置を講ずるべきこと。また、30分以上の残業を認めることができる労働時間を設けて労働しているにもかかわらず、記録上これを等っていないことが、労働時間において実質的に発生している場合は、再調査すること
- 賃金台帳の適正な記録
 - ・ 使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(5) 労働者が安全で健康に働くことができる環境整備

① 島根労働局第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

島根労働局第13次労働災害防止計画（以下「13次計画」という。）では、2018年から2022年までの5年間に於いて、年間の死亡者数を年平均6人以下、休業4日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させることを目標としています。

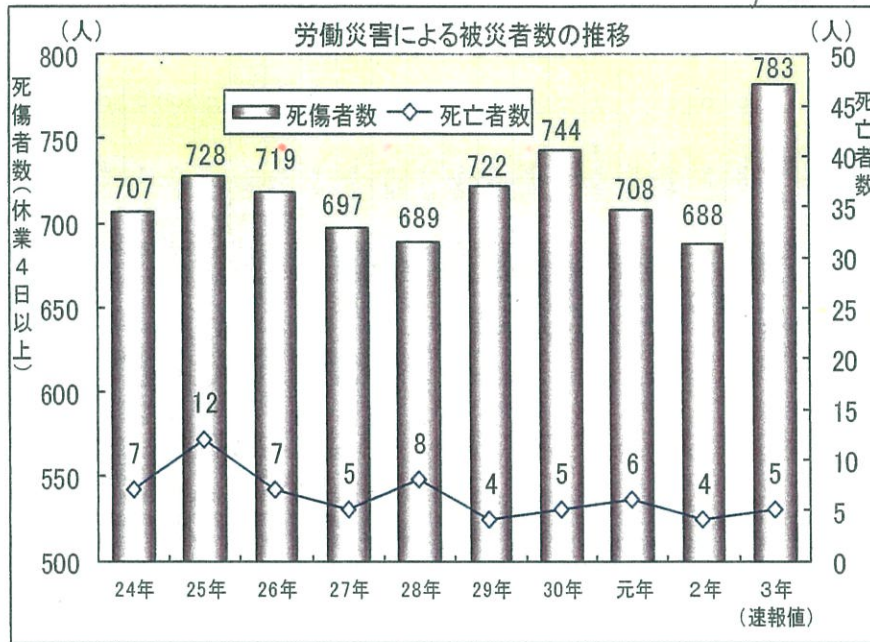
→ コロナで、難しい。

13次計画4年目の2021年の労働災害による死亡者数は5人（前年比1人増）、休業4日以上の死傷者数は2022年1月の速報値で783人、前年同期と比べ155人増（24.7%）となっています。

特に、転倒災害が184人で前年比31人増、はさまれ・巻き込まれ災害が89人で前年比36人増と目立っています。

cf. RK: 9ヶ月前の速報値より。

RK: 1人死



- ア 死亡災害を撲滅するために、4年連続して死亡災害が発生した建設業については、特に墜落防止対策の徹底を指導します。また、2021年の労働災害による死亡者数5人のうち3人は交通事故によるものであり、交通労働災害防止の徹底を図ります。
- イ 増加傾向にある高齢労働者の労働災害を防止するため、引き続きエイジフレンドリーガイドラインの周知を図ります。 → 約3割が60歳以上
- ウ 死傷災害の約半数は第三次産業で発生していることから、引き続き「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」などを展開します。
- エ 死傷災害で最も多く発生している転倒災害は業種を問わず発生していることから、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」や冬季に特有の積雪・凍結に起因する転倒災害防止対策を労働災害防止団体等と連携して効果的に展開します。

② 産業保健活動、メンタルヘルス対策

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。また、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の周知を図ります。

③ 化学物質等による労働災害防止対策

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ現在検討されている新たな化学物質に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため周知を図ります。

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームのばく露防止対策をはじめ改正特定化学物質予防規則の周知指導を行うとともに、呼吸用保護具の有効性保持のためのフィットテストの円滑な施行に向けた支援等を行います。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告等、令和2年7月に改正された石綿障害予防規則の周知を図ります。

R4.4.1 若工場の〜

(6) 総合的ハラスメント対策の推進

令和4年4月1日より、中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置が適切かつ確実に講じられるよう関係法令の周知徹底と法の履行確保を図ります。

また、ハラスメント被害を受けた労働者等からの相談には、迅速かつ適切に対応します。



2 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

(1) 最低賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金引上げに向け、業務改善や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、「業務改善助成金」を活用した取り組みがなされるよう、「島根は働き方改革推進支援センター」等と連携し、支援を行います。

(2) 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知等）

最低賃金制度の適切な運営に向け、県内の経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、改正決定された「島根県最低賃金」及び「特定最低賃金」については、県内の地方公共団体、使用者団体、労働者団体、及び報道機関等の協力を得ながら広く周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を行い、遵守の徹底を図ります。

島根県最低賃金		
	時間額	月額(10月22日)
特定最低賃金	時間額	月額(10月22日)
製菓・製菓店従業員、製菓材料製造業	954円	¥31,126
はんぺん製造業、生鮮野菜製造業、製菓材料製造業	930円	¥31,218
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	853円	¥31,226
自動車・同附属品製造業	919円	¥31,229
百貨店・総合スーパー	令和3年10月2日から適用 最低賃金824円が適用されます	
自動車(新車)小売業	904円	¥31,224

3 治療と仕事の両立支援

島根県地域両立支援推進チームの活動を通じ、県内の関係者（島根県、医療機関、労使団体、産保センター等）と連携し、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を図ります。また、産保センターが実施する両立支援に関する相談、研修講師の派遣、両立支援コーディネーターの養成等の各種支援について利用促進を図ります。

「治療と仕事の両立支援」

病気の治療をしながら仕事を続ける人への支援 それが!

県内各事業場の両立支援コーディネーターが、企業と医療機関の連携を促進し、両立支援の推進を図ります。

島根県地域両立支援推進チーム

島根県労働政策課 健康安全課 TEL:0852-31-1157

島根労働局

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

総務部	総務課	☎ 0852(20)7001	FAX 0852(20)7023
	労働保険徴収室	☎ 0852(20)7010	FAX 0852(20)7024
雇用環境・均等室	企画担当	☎ 0852(20)7007	FAX 0852(31)1505
	指導担当	☎ 0852(31)1161	
労働基準部	監督課	☎ 0852(31)1156	FAX 0852(31)1163
	健康安全課	☎ 0852(31)1157	
	賃金室	☎ 0852(31)1158	
	労災補償課	☎ 0852(31)1159	
	分室(合同庁舎4階)	☎ 0852(60)0855	
職業安定部	職業安定課	☎ 0852(20)7016	FAX 0852(20)7025
	職業対策課	☎ 0852(20)7020	
	訓練室	☎ 0852(20)7028	

労働基準監督署

松江労働基準監督署

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(31)1165 FAX0852(31)1164

隠岐の島駐在事務所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0195 FAX08512(2)0211

出雲労働基準監督署

〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階
☎0853(21)1240 FAX0853(21)1226

浜田労働基準監督署

〒697-0026 浜田市田町116-9
☎0855(22)1840 FAX0855(22)1819

益田労働基準監督署

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階
☎0856(22)2351 FAX0856(22)8035

総合労働相談コーナー

島根労働局総合労働相談コーナー

☎0852(20)7009

松江総合労働相談コーナー

☎0852(40)2939(松江労働基準監督署内)

出雲総合労働相談コーナー

☎0853(21)1240(出雲労働基準監督署内)

浜田総合労働相談コーナー

☎0855(22)1840(浜田労働基準監督署内)

益田総合労働相談コーナー

☎0856(22)2351(益田労働基準監督署内)

公共職業安定所(ハローワーク)

松江公共職業安定所

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(22)8609 FAX0852(27)8524

隠岐の島出張所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0161 FAX08512(2)8609

安来出張所

〒692-0011 安来市安来町903-1
☎0854(22)2545 FAX0854(22)4123

浜田公共職業安定所

〒697-0027 浜田市殿町21-6
☎0855(22)8609 FAX0855(22)2932

川本出張所

〒696-0001 邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階
☎0855(72)0385 FAX0855(72)0386

出雲公共職業安定所

〒693-0023 出雲市塩冶有原町1-59
☎0853(21)8609 FAX0853(21)0351

益田公共職業安定所

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階
☎0856(22)8609 FAX0856(23)2622

雲南公共職業安定所

〒699-1311 雲南市木次町里方514-2
☎0854(42)0751 FAX0854(42)0752

石見大田公共職業安定所

〒694-0064 大田市大田町大田口1182-1
☎0854(82)8609 FAX0854(82)1059

公共職業安定所付属施設

駅前しごとプラザ松江

〒690-0003 松江市朝日町478-18松江テルサ3階
☎0852(28)8700 FAX0852(28)8705

松江新卒応援ハローワーク

☎0852(28)8609 FAX0852(28)8705

マザーズコーナー

☎0852(20)2949 FAX0852(28)8705

松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス

〒690-8540 松江市末次町86番地 松江市役所 1階
☎0852(20)7557 FAX0852(20)7588

ワークステーション江津

〒690-0011 江津市江津町1518-1
江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ)2階

☎0855(54)0952 FAX0855(54)0954

マザーズコーナー

〒693-0001 出雲市今市町2065 パルメイト出雲2階
☎0853(24)8044 FAX0853(24)8045

島根労働局のホームページはこちら →

